

昭和55年

また53年12月には、「新東京国際空港周辺地域における農業振興のための基本となる考え方について」の閣議報告がなされた。これは「政府としては、新空港計画発足の頃から地元要望の趣旨を勘案した諸施策の策定及びその実現に鋭意努力してきたところであるが、なお補完、補強の要なしとしない現状にある」との考えて、営農の一層の安定と発展を図ろうとするものであり、主な内容は次のとおりであった。

- ① 成田用水事業の受益対象区域を拡大する
- ② 公団が騒音対策として買い上げた土地について、他の土地利用との調整を図りつつ農業的活用を進めるとともに、成田用水事業に参加、また農業関係団体に対する貸付けを行う

根木名川河川改修事業



③ 将来にわたって農業経営を行う者に対し、補助、融資制度の活用等の措置を講ずる

公団は54年6月、この「基本となる考え方」に基づいて農業振興策についての対処方針を決定し、公団所有の騒音対策用地のうち、農業用地として利用可能なものについて、成田用水事業への参加と地元農業者への貸付けを行うこととした。

そこで千葉県および関係市町との協議のうえ、55年6月からまず多古町への騒音対策用地約4haの貸付け作業を開始した。

成田市や芝山町では、不法耕作地が点在していたことから借受者との調整が進まなかつたが、千葉県や成田市、芝山町関係者の粘り強い説得により、57年4月までに成田市へ約25ha、芝山町へ約

13haの貸付けを行うことができた。

公団法の一部改正

空港南側に位置する芝山町については、かねてから、同町の発展に公団としてどのような役割が果たせるかを検討していた。

開港を間近かに控えた52年3月、芝山町は開港に関連しての要望書を公団に提出してきたが、そのなかで同町への鉄道延伸を強く要望していた。開港に当たっては地元の協力を得る必要があり、また鉄道の延伸は空港の円滑な運営に資するとの考えに立った運輸省と公団は、同年11月に「第3セクターにより延伸を図る」旨回答し、第3セク

昭和55年

ター構想をうちだした。しかしこの構想の実現のためには、公団が他事業体に投資できるよう法的整備を行う必要があった。

そこで第90回臨時国会に公団法の一部改正案が上程され、55年1月8日、公団法の一部を改正する法律が公布された。これにより公団は、運輸大臣の認可を受けて公団の委託によりその業務の一部を行う事業、およびその業務と密接に関連する事業であって政令で定める範囲のものに対しての投資が可能となった。

当面の投資対象事業は、芝山町への鉄道延伸事業（後の芝山鉄道株）および公団の委託により成田空港の給油施設の維持保守作業等を行っている日本空港給油株の二つとなつた。

芝山鉄道完成予想図



日本空港給油の給油作業

